

○美幌・津別広域事務組合職員等の交通道德高揚 に関する規程

〔平成3年4月1日〕
訓令第2号

(目的)

第1条 この規定は、美幌・津別広域事務組合職員定数条例(平成3年条例第2号)第2条に定める職員及び美幌・津別広域事務組合臨時職員取扱規則(平成3年規則第7号)に定める臨時職員(以下「職員」という。)の交通道德の高揚を図ることを目的とする。

(組合構成町条例の準用)

第2条 この規程の施行に関して、事務局、消防本部及び美幌消防署職員は、美幌町職員の交通事故防止に関する規程(昭和61年訓令第6号)、津別消防署職員は、交通道德高揚に関する規程(昭和63年訓令第3号)を準用する。

附 則

この訓令は、平成3年4月1日から施行する。

〈美
津
十
二〉